

第54回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成25年3月15日(金曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	南光支所長	上 谷 和 之		
		※午前10時34分より 早 退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりお揃いで出席を賜り、苦勞さんでございませう。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、南光支所長より中安ふれあいセンターにおける隣保館運営事業についてのヒアリングを受けるためということで、早退の届が出ておりますので、受理をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、16番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。

〔16番 鍋島裕文君 登壇〕

16番（鍋島裕文君） 皆さん、おはようございます。16番、日本共産党の鍋島です。

一般質問をさせていただきます。

私は、まず、学校統廃合問題は、対立でなく、十分な話し合いを最優先にすべきことを求めて質問いたします。

今、町教育委員会が進めている学校統廃合の取り組みでは、賛成・反対で町民の間に垣根や対立が生じ、今後の地域や子育てをどうするかという、肝心な話し合いができないとの声が出されています。私どもが実施した町民アンケートでは、一般的に教育の論理と言われている複式学級の解消で多人数クラスや地域の倫理と言われる地域存続には、拠点としての学校は大切などの声が、多くの町民の方から寄せられています。どちらも、町民の真摯な意見であります。

問題は、一見対立すると思われる、これらの意見を尊重し、学校統廃合が、子どもにとってどうなのか。地域コミュニティにとってどうなのかと、具体的に町民間で、十分検討し合えるかどうかであり、これができれば、必ず、道理ある結論を、町民はつかむことができ、町民合意へと、大きく進むことができると思います。

そこで、6点にわたって伺います。

第1点目、本町の状況をどのように把握されておられるのか。

第2点目、この対立の生じた原因は何か。どう解消されるのか。

第3点目、対立が生じた一因に、町教育委員会の対応があるのではないか。例えば、町教育委員会の地域より子どものことを第1に考えるべき。地域のことは企画防災課が担当。あるいは、子供のためか、地域のためかの二者択一では、どちらかに割り切るべきなどの提起は、結果として、住民間に対立を生むことになっているのではないか。

第4点目、一般的に統合問題では、地域の論理と教育の論理の対立と言われております。

町教委は、複式学級解消という教育の論理は徹底されていますが、地域コミュニティなどの地域の論理については、どう考えておられるのか。

第5点目は、町長に伺います。この対立問題に対する町長の見解はどうか。また、統廃合自体は町教委の権限であります。地域問題も一体となっております。町長自身も住民説明会等に出席されるべきではないか。

第6点目、賛成者も反対者も十分話し合い、そのことで道理ある結論を引き出すことは、今後の地域や子育てを支える上で重要です。この点では、町教育委員会、どのようなことを注意されておられるのか、この点についての見解を伺い、第1項目目の質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） それでは、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

それでは、鍋島議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、学校統合での住民合意についてとして、6項目のご質問をいただいておりますが、5点目につきましては、町長への質問でございますので、省略させていただきます。

まず、一つ目の本町の状況を、どのように把握されているかのご質問でございますが、子どもが、生きる力を育むことができる学校教育を保障する観点から進める本町の規模適正化が、各校区内の住民間の賛成・反対によって、その地区の将来の良好な自治運営に禍根を残さないよう、改正教育基本法第13条の学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の規定趣旨であります。それぞれの役割と責任の自覚、相互の連携・協力を踏まえ、本町の保育・教育環境の現状と課題等を住民の皆さんと共有し、その基本的な課題等を懇談会等で、協議・検討いただくこととして、委員の皆さんが熱心に取り組んでいただいているところでございます。このようなことから規模適正化について議論が必要な趣旨につきましては、十分ご理解を得ているものと認識をしているところでございます。

次に、二つ目の、この対立が生じた原因は何か。どう解消するのかのご質問であります。対立という状況と議論するという状況は異なるものであると考えております。先ほどご説明申し上げましたように、本町の保育・教育環境の現状と課題等を住民の皆さんと共有し、懇談会・委員会・調整会議等を設置するなどして、一つ一つの課題等を議論いただき、丁寧に進めているところでございます。

保育園・学校の規模適正化は、より良い保育・教育環境を実現するという観点から、協議・検討をしていただいておりますが、この適正化が、過疎や地域力の低下などを一層深刻化させるという危惧を持つ声があることも事実でございます。

ことから、協働のまちづくりの観点から、地域づくり協議会などを中心に懇談会とは別の場で、時期を見て並行して協議を進めていくことを、当初から皆さんにご説明申し上げ、ご理解をいただきながら進めているところでございます。この点につきましても、その地区の将来の良好な自治運営に禍根を残すことがないように、各校区内等の意見を十分お聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の対立が生じた一因として、町教委の対応なのではないか。例えば、町教委の、地域より子どものことを第1に考えるべき。地域のことは企画防災が担当。あるいは、子供のためか、地域のためかの二者択一では、どちらかに割り切るべき。などの提起は結果として、住民間に対立を生むことになっているのではないかとのご質問ですが、先ほども説明申し上げましたように、より良い保育・教育環境を実現するという観点

からの協議と、地域の活性化に関する協議は、過去の統廃合の歴史からも地域住民の皆様が大変苦悩されてきことが伺えますが、地域の皆さんと保育・教育環境の現状と課題等を共有して、懇談会等で議論いただきやすいように整理しながら進めていただこうとするものでございますので、決して、二者択一してくださいという趣旨ではございませんので、ご理解賜りたいと思います。

次に、四つ目の一般的に統合問題では、地域の論理と教育の論理の対立と言われてるが、町教委は複式学級の解消という教育の論理を徹底されているが、地域コミュニティなどの地域の論理については、どう考えるかのご質問でございますが、学校は、第1に子どもに対して集団教育を受ける場であることは議論の余地がないところであります。確かに、地域の精神的支柱とも言うべき側面を持っていると認識しているところでございます。ということから、佐用町総合計画と佐用町教育振興基本計画との整合性を図り、関係部署間が連携して、地域課題等に対して、協働のまちづくりの観点から、地域づくり協議会などを中心に懇談会とは別の組織で、時期を見て並行して協議を進めていきますと、当初から皆さんにご説明申し上げ、懇談会等において理解をいただきながら進めているところでございます。

学校と地域との連携・協力の一例を挙げますと、具体的には、協議会で詳細をつめてまいります。新しく設置される学校につきましても、地域との交流事業を実施していくこととして、全ての懇談会ではございませんけれども、その点、ご理解を得ているところでございます。

次に、五つ目の、この対立問題に対する町長の見解につきましては、先ほど申しましたように、町長が、お答え申し上げます。

6点目の賛成者も反対者も十分話し合い、そのことで道理ある結論を引き出すことは、今後の地域や子育てを支える上で重要である。この点で町教委が留意すべきことは何かとのご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、本町の規模適正化が、各校区内の住民間の賛成・反対によって、その地区の将来の良好な自治運営に禍根を残さないよう、また、関係部署と連携の下、丁寧に時間をかけ、地域住民の一人でも多くの方々にご理解が得られるよう進めてまいりたいと考えておりますので、町議におかれましても、本町が進めます、より良い保育・教育環境を実現と住民・企業・行政など、みんなで支え合い、助け合う、まちづくり・協働のまちづくりに、ご理解と協力をお願い申し上げ、この場での答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） それでは、町長のほうから、答弁をお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、自席から、答弁させていただきます。

町長の見解はということでございます。今、教育長からもですね、答弁をしましたように、その対立というふうに、鍋島議員は、言われますけれども、これは、ものの見方とか考え方だと思います。

やはり、この問題には、確かに、教育の問題と地域の問題、二つの大きな問題があります。

そこでですね、それぞれの立場、また、考え方、いろいろと意見が異なるのは、いろんな意見があるのは、当然だと思っております。ですから、そこで、議論するのが、これから協議でありますので、その議論が対立だというふうにとられてしまえば、これは議論ができませんので、これは、いろんな意見があって、そこで議論をしていく。ただ、議論をするのに、教育委員会が、今、答弁しましたように、やはり、物事を進めていくためには、順番もありますし、きちっと整理をしながら進めていかなければ、成果が生まれてこない

と、結論に導くのは、なかなか難しいということであろうかと思えます。

私も、当然、今までの経験の中でですね、学校統合という問題にも、いろいろとかかわって、事業も進めてきた経験を持っております。その中におきましてですね、まず、教育委員会が示しているように、将来、子どもたちの将来、教育、この観点で、皆さんに共通の、やっぱり合意とか理解というものを基本的なものをですね、ところはさせていただいた上でですね、次の段階として、地域の課題を、どう問題を捉えて、皆で、これを取り組んでいくのかということで、以前も進めてまいりました。

ですから、学校統合をですね、完全に行って、それから、また、それは別に考えて行けばいいんだというような考え方は、当然、私も持っておりませんし、また、当然、そのようなことでは、地域の皆さんにも理解は得られないというふうに考えております。

私も、当然、地域に、それぞれ、いろんな話の中でね、この問題だけではなくって、地域に、地域づくり協議会を中心に、地域の懇談会に出かけたり、いろんな意見も聞かせていただいております。そういう機会もつくっております。

ただ、今回の教育委員会が、やはり今の現状の中で、子ども達の、今、教育環境を、どうあるべきかというものを打ち出して、やはり、このことを、まず全町域の町民の皆さんに、問題提起をして、皆さんで基本的な話をさせていただくというのが、今の段階だと思います。

その中で、やはり将来の子どもたちの教育環境を整えるためには、統合という問題も、たくさん問題を抱えておりながら、これは、基本的に進めていくべきだ。必要なんだという共通理解が得られた中で、地域の、じゃあ、その後を、どう考えていくのか。取り組んでいくのかという問題について、これは、当然、教育委員会だけの問題じゃない。総合的な、やっぱり町行政の問題として、十分、私も責任を持って取り組んでまいりたい。そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） どうもありがとうございました。

じゃあ、再質問させていただきます。

昨日もね、議論になりました、住民合意、町民合意の問題でありますけれども、これは、学校統廃合ではね、町民合意、住民合意をね、前提に進めていくというのは、これは当たり前のことです。これがないと、今後の地域やね、子育てに大きなマイナスの影響を与えるわけですから、これは前提だというふうに思えます。

多くの町民の方もね、やっぱり町民合意で進めてほしいというのは、願いですから。

それから、教育委員会も、今、言われたように、この間の、ずっと議会の答弁もね、やっぱり町民合意は当たり前。前提だと。

それから、私どもの申し入れに対しても、町民合意に努めるという答弁を繰り返されておるわけですから、これはもう、当たり前のことだというふうに、私も思えます。

そこで、問題は、そのことがね、きちっと貫かれているかどうかということだと思えますね。

それで、例えば、この地域と教育の対立という議論の問題では、そういう対立があるという問題で、議論と対立は違うというように、教育長言われました。確かに、違います。議論と対立はね。意見の違いの議論と、対立というのは違うんです。

現に、これが対立になっているんじゃないかという点でね、現状をお聞きしておるんで

すね。

例えば、この1月に教育委員会の、定例の教育委員会が行われました。その中で、私は、傍聴させていただいたんですけれども、ある教育委員の方からね、意見の違いということじゃないんですよ。

例えば、子どものお母さんが、その寄合でね、子どもが3人しか、一クラスでいないから、何とかして欲しいという声を出して、出したらね、発言を封じられたと。もっと大人なれというようなことでね、そんな意見を出せなかったということ、これは、定例の教育委員会で、教育委員の方が報告されているんです。

それから、私も、町内回ってね、実際問題、話し合わなきゃいけないのに、もう地域と子どもの教育の問題になったら、なかなか話が進まない。もう、水掛け論だというような声を、よくお聞きします。

発言できなくなるとかね、というような問題は、これは対立なんです。単なる議論、意見の違いではないというように思うんですね。

そういった傾向が、現実出ているという点で、そういう認識がないのかというふうに、お伺いしております。この点で、現状を、そういったことが一切ないかどうかを、見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1点はね、地域の問題も教育の問題も大切だという点は、一致しております。町長も教育長も私も一致しております。

で、問題はね、進め方の中で、例えば、委員会、懇談会と言って、住民の協議の場を設定されています。その中で、例えば、懇談会というのは、これは合意を取って、統合に進めるための大事な位置づけがね、これは、されておるんです。その中で、話し合う内容というのはね、新校方式かどうか。それから、通学手段についてとか、統廃合に係わる交流事業についてとか、学校の位置だとか、そういったね、いわゆる少子化の中で、もう統合しかありませんよという点での話は、よくされるけども、一体の問題となっている、だったら、学校がなくなったら地域、地域コミュニティはどうなるのかという点は、抜きなんですよ。全然されてないわけじゃありません。一部されています。

しかし、全体としては、つまり、この教育の必要性から合意をしてくださいという提起になっておると。

それから、地域の問題は、その後、その後ね、地域づくり協議会が担当した企画防災課。ただし、これは町民からすれば、教育委員会だろうと、何課だろうと、企画防災課だろうと、当局という点では、一緒ですから、これは、企画防災課の担当なんて言われたら困るわけね、そういったことになっている。後回しになっていると、地域の問題が。

当然、合意形成の場ではね、教育、地域を並べてね、学校がなくなって、こういう問題があるけれども、これは、どうしようということを議論されて、初めて合意ということにすべきじゃないかと。

ところが、残念ながら、そうっていない。もう、後でしますからということ。

こういうやり方がね、対立や、一部の、そういう誤解や何やらを生んで、話が、なかなかしにくくなっている状況をつくっているんじゃないか。このように、思うんで。そのあたりは、何でも順番があるって言うたって、合意にとって、教育も地域も大事な、その場で後回しということ自体が、やっぱりやり方、おかしかったんじゃないかと。このように、感じるんですけれども、この2点、現状と、お伺いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 2点あるんですけれども、最初の、その懇談会の中で、自治会長さん、PTAの役員さん、それから保護者、保育園のね、おられて、それぞれ立場で発言されるんですけれども、なかなか、その例えば、PTAの方から言わせますと、自治会長さんの前で、いろんなことを言うのは言いにくいことがあって、自由な意見になってないんじゃないかということなんです。

当然、そういう遠慮されているきらいもあります。それは、分かります。ただし、そういうところで、あんまり、ちょっと例えば、PTAさんだけで、意見をもっと集めようという場合は、部会を開かれてね、PTAさんだけで意見をまとめてもらえるというようなこともされています。

だから、相対的に、やっぱり年齢層が、相当違いますので、自由にといいながらも、若い方は、遠慮されているところはあるんです。

ただし、その校区、校区で、そういうことは、分かりながら、会長さんも、それを把握されて、できるだけ意見が出やすいような方向で、進められようとされておりまして。

それと、あと、聞かれた、地域の課題ですね、それは、後回しになっているんじゃないかということなんですけれども、ただ、地域の活性化というのは、この統廃合の問題があるなしに分けてね、当然、協議会で議論しているわけですから、全体のことでないんですけれども、ただ、後回しの言い方の中ではですね、例えば、統廃合が決まらないと、跡地に関しては、議論できないですね。

統廃合の、この議論をしている中で、跡地の、そこを並行してやるようなことはできないということも、当然、お分かりいただきたいと思うんですけれども、今回、その、そういう跡地だけじゃなしに、その地域全体のことを協議する中では、ある地域では、もう既に、そういう協議を一緒にしたいというようなことも言われています。そういう時は、当然、その部署は、当然、企画も入ってもらいますけどね。入っていくんですけども、ただ、今、適正化を考える中で、いっぺんに、その懇談会の中で、考えるというのは、当初から説明したと思うんですけれども、いろんな意見が出てきて、それ、まとまりません。

だから、整理しやすいように、懇談会は、教育的な課題を、一応、議論していただくという場で、一応、納得していただきながら、懇談会を進めているところなんでね、後回しにしているということじゃなしに、それは、時期を見て、並行に話す段階がくれば、それぞれの懇談会で、そういう議論をしていただきたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） 同じ内容の答弁なんですけれども、結局、ちょっと正確に見ておかないかんのは、地域の課題の問題ではね、地域の活性化、一般的に、この過疎の町ですから、地域の活性化というのはね、本町の大事な課題なんですわ。そのことと、学校がなくなることによって、この地域がなくなることによって、こんなマイナスがある。

例えば、防災、避難所の問題、それから、地域コミュニティ、大事なね学校がなくなれば、その点が、弱まるわけですから、運動会や含めてですけれども、こういった課題にね、学校がなくなって、これはもう、諦めてもらわないかん。何か、ちょっと、教育長、初日の時に、過疎になって進んでも、許してもらえないというようなことを言っておられたけれども、それじゃあ、駄目だと思うんですよ。

学校がなくなって、コミュニティが、これだけ問題出てくるのであればね、やっぱり、

だったら、こういう手を打とうと。こういう手を、皆で考えて行こうじゃないですかというような、提起を、そこでされるべきなんですね。

当然、それを受けて、住民は、また、いろんな意見を出されるわけですから、そこで、私はね、本町のまちづくりの基本は、協働のまちづくり、これが基本になっています。ご存知のように、協働の一番大事な点は、何かと言うとね、やっぱり、行政主導じゃないんですよ。行政と住民が一体となって、対等な立場でね、話し合っ、地域の課題、一致というものを見出していく。これが、本町の基本になっているはずなんですね。

そういう点からすれば、この統廃合を考える時に、教育の問題だけを話し合っ、後の学校がなくなったら、学校の跡地の問題なんかは、なくなった後じゃないと、話ができません。そんなことないです。

統合の問題話すんだったら、だったら、なくなったら、この問題どうなるんだということとは、当然、話し合っできるんですよ。跡地の問題を含めてね。

そういう問題を含めてやるというのがね、一般的な地域の活性化じゃないですよ。学校がなくなった場合の問題点、これは、今でも、一部、そのように動きが出ているというのであれば、むしろ、今から、懇談会つくるところも含めてね、当然、学校がなくなって、問題点が、こういうものがあるということも提起して、これを、皆で、どう、解決していくかという提起をね、するべきじゃないかと。後回しにしていいという問題じゃないというふうに思うんですね。

これは、合意を得るための前提条件、大事な条件だというふうに思うんですけど、そのあたり、どうでしょうかね、。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今、鍋島議員のほうからもですね、これは、対等の関係、協働のまちづくりということについてね、言っていただきました。

ですから、少なくとも、この問題だけではなくって、全てのまちづくりの中でね、考えていかなきゃいけないんですけども、ただ、学校が、確かに統合をする。その地域からなくなるという具体的な課題が生まれてきた時にですね、これは、やはり地域の、当然、課題であります。地域の皆さんも、一緒に、当然、考えていただかなきゃいけない。

私も、先ほど言いました、以前の学校の、今の現在の利神小学校の問題として、統合問題にかかわってきた時にですね、やはり、当然、最後まで反対もありました。

しかし、あの当時も、もう既に、学校、複式の学校もあつたり、将来を考えた時に、子どもたちの将来の教育環境として、やはり一緒に皆で、地域、地域、それぞれが4小学校区、考えようということで、基本的に統合するということ。このことが、まず、前提として、共通にやむを得ないだろうという理解の中で、合意の中でですね、各、それぞれの地域において、地域をどうすべきか。どういうふうに、これから地域を守っていこうかということ、それぞれの地域に、活性化委員会、いわゆる全体、いろいろ名前つきましたけれども、つくって、一緒に取り組んできた。

だから、学校の統合問題の中で、私も、そのことも含めて、これは事業で、一つの大きな事業であるという、やはり認識のもとにですね、取り組んできました。

ですから、ただ、何かをしないと統合をしないんだとかというような条件ではありません。どうできるのか。何ができるのかということで、地域の皆さんも主体的にやっという意欲を持っていただいたわけですね。

ですから、今、鍋島議員が、少し話されて、学校統合するんだったら、地域の問題として、まず、町のほうからですね、何かを、こうするべきだと、こうあるべきだというような提起を、まずして、それに対して、また、意見が出るだろうという話ではなくてですね、当然、今まででも、なかなか、何をしたらいいのか。何をすべきだというような行政主導でできることがあれば、当然、町としても提案もしますし、当然、皆さんに協議もします。

しかし、なかなか、これをやれば、これだけ地域が、今まで以上に、学校がなくなった、例えば、統合された以上に、地域がこうなっていくよというようなね、ことが、具体的にお示しできるようなものというのは、なかなか、今、考えれない。

だから、その問題を、じゃあ、少しでもこうあるべきだ。こうしていきたいというね、やっぱり、希望も、地域の方の願いも含めて、やっぱり、それに対して、少しでも、じゃあ、それを実現していくための方策を、どうすべきかということ、一緒に考えなきゃいかん。なければならないと思っています。

ですから、その当然、学校の問題として、今、教育委員会が提起し、まだ、今の段階ではですね、懇談会として、具体的に学校統合には基本的に合意をして、じゃあ、次の段階に進めようという段階では、まだない。統合そのものについての、まだ、認識、必要かどうかというね、ここで、今、話がしているわけですから、その次の段階で、そういう基本的な合意が、共通理解がなされてくれば、当然、地域にも、そういう組織も、また、新たな活性化委員会をつくっていただいてね、それは、また、新たないつくらなくても、ある意味では、地域づくり協議会というものがあるわけですから、その中で、具体的に、また、そういうお互いに一緒に、知恵を出し合おうという、そういう話し合いをね、協議をしていく。これは、ある意味では、同時並行に、その段階からは、同時並行の話になっていくというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 結局ね、学校統廃合については、全国でね、いろんな大学が、統合調査やっているんですね。

ある大学の教授が報告、見てみますと、こういうパターンが多いんですよ。

結局、どこも、地域の論理、教育の論理でね、結構、はじめ、これは潜在的にあるから、対立していくという中で、例えば、ある集落が、反対の集落がね、賛成に変わった経過なんかを、つぶさに分析しておるんですね。それは、だいたい、教育の論理で、親がね、もう、せざるを得ないということで、親と年配の方と対立していった経過が、よく報告されています。

最終的には、若いほうがいいんだっというところで、年配の方が、若い人と一緒に賛成していくという結果になっておる。

それで、問題はね、その時点では、推進する立場の方は、もう、何が何でも子どものためということで、必死でやってきたと。しかし、統合後、考えてみたらね、あの時に、学校がなくなったら、地域はどうなるのかということ、もっと十分、議論しておいたら、統合後、いろんな問題がね、解決できたんじゃないかというようなことを、よく、報告の中で出されておるんです。

私はね、これ、大事な教訓があるというふうに思うんですよ。で、今、本町が進めている合意形成、住民の中で取るというのは大事なことです。この合意の中にね、やっぱり、地域の、そういう学校がなくなったらということも含めてね、よく議論していくと。

いや、それは、議論しておいたら時間がかかるということを言われるか分からんけれども、しかしね、本当に合意を取れたらね、後は、スムーズに進むんです。その後のね、地域づくり、また、子育てについても、これは、マイナスにはなりません。合意が取れておれば、プラスになるわけですから、そういうこと考えればね、懇談会等での合意形成、これは、十分やるというふうに、ぜひ、考えていただきたい。その点での見解を、ぜひ、お願いしたいのと。

それから、町長に、確認しておきたいんですが、当然、言われたように、地域の、一般的な活性化の問題だけじゃないんです。学校がなくなったらという問題は、これは、当局が言うんじゃないくて、住民から出る。当然、住民から出ます。

しかし、当局でも、こういう問題がある。防災、避難所の問題含めてね、いくらでも考えられるわけですから、こういった点も提起できるわけで、それには、ぜひ、町長も出ていただきたい。

それぞれ、答弁、お願いしたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来、言っておりますように、いろんな課題等が山積しております。しっかりと、丁寧に、これからも進めてまいりたいと、そういう気持ちでおります。

議長（西岡 正君） 町長、ございますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基本的な話として、今、進めております。

そういう基本的な共通の合意ができて、挙がってくれば、当然、地域の中でも、そういう話し合いを進めていく段階になります。

それは、私を含むだけではなくてね、町の、それぞれの担当を含めて、そういう課題に取り組んで参ります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 第 1 項目目、終わります。

では、2 項目目に移らせていただきます。

次に、体罰禁止など町教育行政について質問します。

昨年のお阪市立桜宮高校体罰事件を文科省は 1 月 23 日付で、体罰の禁止の徹底、及び体罰に係る実態把握についてとして、全国の教育委員会に依頼の通知を出しました。学校教育法第 11 条では体罰は禁止されているのに、なぜ、このような事件が起こるのか。議論されているところであります。

第 1 点目として、本町の実態と、体罰についての教育長の見解を伺います。

その1、本町の体罰の実態についての調査状況を伺います。

その2、懲戒と体罰の違いは、どのように考えておられるのか。その根拠は、いかに。

その3、全ての体罰を一掃することが必要と思いますが、どうか。また、そのためにはどうするのか。

第2点目として、学校や学校長にもっと権限を与えて、各学校の特色ある学校づくりを進めることが必要だと思います。

そこで、鳥取県岩美町では、これ、浦富海岸のある町ですが、各学校に毎年100万円交付し、学校長の自由裁量で使える制度を実施しています。学ぶべき点があると思います。

本町でも検討されてはどうか。教育長の見解を伺います。これを、2項目目の質問にさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。それでは、答弁させていただきます。

まず、体罰の禁止について、本町の体罰の実態についての調査状況はとのご質問でございますが、本年2月13日付で、県教育委員会を經由して文部科学省からの、体罰の実態調査依頼がございました。3月上旬、14校からの報告の結果を受けました。14校、体罰なしの結果でありました。今後も、引き続き、心の通う生徒指導に努めたいと考えております。

また、学校での問題行動、トラブル等重大な事案につきましては、今までも、また、今後です、即時報告を求めていますので、早期に対応をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、懲戒と体罰の違いは、どのように考えているか。根拠を明らかにとのご質問でございますが、先ほど、議員も申されましたように、学校教育法第11条に、校長及び教員は、教育上必要があると認める時は、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないと規定されているところでございます。

また、学校教育法施行規則第26条第1項では、校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に必ず教育上必要な配慮をしなければならない。同条第2号では、懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。の規定があり、小中学校で法的効果を伴う懲戒が行えるのは、訓告だけでございます。

しかしながら、いじめ、校内暴力をはじめとした問題行動が深刻となり、文部科学省より平成19年に通知がございました。

文部科学省初等中等教育局長通知で、問題行動を起こす児童生徒に対する指導について、平成19年2月5日付でございます。その中に、学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方が取りまとめられ、懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この考え方によるものとされました。

その考え方によりますと、懲戒の行為が体罰にあたるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があるとされています。

一般的に、身体に対する侵害を内容とする懲戒、肉体的苦痛を与えるような懲戒に当たると判断される場合は、体罰に該当いたします。

例えば、次のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰

には当たらないとされております。

一つ目には、放課後等に教室に残して、残留させるということですね。

それから、二つ目には、授業中、教室内に起立させる。

三つ目には、学習課題や清掃活動を課す。

四つ目には、学校当番を多く割り当てる。

次には、立ち歩きの多い児童生徒を叱って席に着かせる。等でございます。

これらのほかにも、いくつかありますが、学校現場では、この通知に従って指導してまいります。

体罰や懲戒かの判断は、機械的に判断することが困難で、個々の事案によって状況が違いますので、十分、そのことを考慮し判断する必要があると考えております。

次に、3点目の全ての体罰を一掃することが必要と思うが、どうか。そのためにはどうするかのご質問でございますが、教職員は、児童生徒への指導にあたり、いかなる場合においても、身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える懲戒である体罰を行ってはならないと考えております。

町教育委員会といたしましても、ことあるごとに、一時的な感情に支配されて、安易な判断で、懲戒が行われることのないよう留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いていくことが大切だと指導しているところでございます。

次に、学校や学校長にもっと権限を与え、各学校の特色ある学校づくりを進めることが必要だということですが、鳥取県岩美では、各学校に毎年100万円を交付して、学校長の自由裁量で使える制度を実施している。学ぶべきと思うが、教育長の見解はとのご質問でございますが、金額は別といたしまして、学校長の自由裁量が広がり、特色ある取り組みが、また、学校教育目標に準じた活動ができる。このことは、喜ばしいことだと認識しております。県、町の教育委員会としても、各学校の地域性を踏まえて特色ある取組を推進するよう指導しているところでございます。

本町でも、検討してはどうかのご質問ですが、本町においても、学校の要望を聞いて、毎年度、予算を立てております。学校の要望には、各学校の特色ある学校づくりを目指して、教材、教具等の学校予算の要求があり、また、校長会で協議して各学校の特色ある学校づくりのために研究補助金も出しているところでございます。

このように、各学校の主体性を受けて、毎年、予算を決定しております。町財政と相談しながら、今後も学校の特色ある学校づくりが推進できるよう努めたいと考えております。今後も各学校の主体性を踏まえ、予算を計上して行きたいと思っております。

この場での答弁とさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） どうもありがとうございました。

まず、体罰の問題ではね、2月12日の消印で葉書をいただきましてね、もちろん、差出人が書いてありませんので、確認のしようがないんですけども、これは、体罰が行われているというふうには書いてないんです。

最近、いじめやスポーツ界での暴力等の事件を目にします。佐用町の学校でもあるのではないのでしょうか。子ども達からも、声を聞きますというようなこと書いてあったんでね、これは、事実、どこがやっているとか、そういったこと書いてないんで、心配されての葉

書かもしれません。

それで、今、本町の実態としてはないということなんで、その点では、大変、嬉しく思ったんですけども、ただ、確認したいのは、体罰が良いか悪いかということ言えばね、誰でも、あかんと言いますよ。

で、問題は、消極的肯定論というやつですね。つまり、石黒議員も言っていたけど、信頼関係があれば、愛のムチもいいんじゃないかとかね、軽く、たたいたぐらい、いいんじゃないかとか、そういったのは、消極的肯定論言われておるんですよ。

で、文科省も明確にね、体罰とは、殴る、蹴ると言うておるんですね。基準は。殴る、蹴るは体罰です。長時間正座をさせるとかね、こういうのは体罰というので、13日付で、文科省が県教育委員会にね、体罰の例示というのを、一昨日出しております。それも、ぜひ、見ていただきたいんですけども。

問題は、この消極的肯定論を、ほんまに一掃できるかどうか。というのは、私達、団塊の世代、教育長もそうですけども、結構、子どもの頃、体罰受けておるんですね。そうなんです。

でね、体罰受けて、これは、一概に言えないんだけど、DVでもそうなんですけど、子どもの頃、DV受けた子どもは、大人になって、DVに働く傾向があるというようなことは、よく言われておるんですね。

だから、そういうことからして、教育長がそうなるとは言いませんよ。そういった傾向があるので、本当に体罰というのは、どんな小さなものでも、殴る、蹴るはね、これは、教育の放棄やと。決して、教育現場では、あつてはいけないというね、ことを徹底できるかどうか、その点では、失礼ですけど、教育長は、教師をやっておられてね、そういった体罰的なことは、なかったかどうか。

それから、あつたとしたら、今後、どう、やっぱり、これを戒めていくか。その点が、もしもあつたらお聞かせ願いたいと思います。1点。

それから、2点目に、学校長の裁量の関係ですけども、今、言われたように、学校予算つくる時には、24年度の教育委員会の評価書と書いてあります。よくヒアリングをしてね、要望を聞いて予算を立てていると。これは、これでいいんですけども、しかし、今、全体の流れ、文科省もそうですけども、学校、学校長の自由裁量権、裁量権を、かなり拡大するような方向になってきておるんです。

で、その良いモデルとして岩美町が挙げられておるんですけども、例えば、自由に使える学校長使える、そういうお金があれば、何がいいかいますと、当初予定されていない事業で、年度途中から必要な事業も出てくるんです。そういう時にね、自由な、執行権、裁量権があれば、対応できると。機敏に。そういったことを、かなり、この岩美町では、成果として考えておられるみたいです。そういうことから、考えれば、本町でも、ヒアリングも大事、十分声を聞いて予算を立てるのは大事だけれども、そういった自由裁量で行うことも必要じゃないか。

今、本町に、校長の裁量で使える予算があるのかどうか。そのことも含めて、2点お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 1点、体罰のことに付きましては、各学校、それぞれですね、個々に持っておりますけれども、あるかないかとか、それから、もし、あるとするならば、誰

先生にとか、何時頃、どこで、結構、8項目ぐらい、詳しくですね、ケガをしたとか、してないとか、そういうことも含めてありました。

私も、先ほど言われたように、学校現場におりました。いろんな時代を過ごしてきましたけれども、当然、以前は、体罰もありました。

そういう中で、どうしてもですね、子どもたちが、理解できずに、先生に、例えば、逆にですね、興奮して殴りかかるとか、そういう事例も、今までにはございました。

そういう、いろんな状況の中で、これだけ社会的にもですね、体罰、法律にもありますが、体罰について、大きな社会問題となっていると、こういう状況を考えた時に、やはり、もっともっと、子どもたちの気持ちをくみ取りながら、時間をかけてですね、指導して行く。こういうことが非常に大事かと考えております。

これからもですね、体罰がない学校づくり、そういう教職員の資質向上に努めてまいりたいと、そのように考えているところです。

それから、校長裁量のことですけれども、これは、私、ちょっと気がこまいんかも分かりませんが、例えば、校長で、100万円、これやるさかいに、好きなこと使えと言われるとですね、ひょっとしたら、1年間、1銭も、よう使わないかも分かりません。いや、本当に。

これはね、学校に、今、こういう職を持っておりますから、できるだけ学校に1円のお金でもたくさん予算をつけてやりたいと、そういう思いで、財政当局と折衝しておりますけれども、学校という所は、金があつて、教育ができるんではないという、僕の考え方なんです。最低限はなければ、いけません。やっぱり、校長、教諭、全ての者が、想像力豊かにして、子どもたちと、先生と、また、親も含めて、地域も含めてですね、やっぱり手づくりのものが、学校の、そこそこにあると。で、手づくりの行事があると。

だから、学校というのは、イベント的なことを、ドンドンやる所が、学校ではないと、私は、そのように考えておるわけです。

しかし、鍋島議員がおっしゃるようになりますね、少しでも、校長の裁量になるお金があればですね、10万でも20万でもあれば、校長は、喜ぶと、そのように、私は、認識しております。以上です。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） その点についてはね、ぜひ、岩美町のね、様子を、教育長、ぜひ、よく調べていただきたい。で、成果は成果として、ぜひ、酌んでいただきたい。この点を、最後に申し添えています。

最後になりましたけど、後ろの項目に移ります。11分ですね。

最後に、病院窓口支払い減免制度を、町民が使いやすいものにするを求めて、質問します。

国保法第44条の医療費一部負担金の減免について、本町では、今年度、平成24年度から制度化しています。これは、事業の休止や廃止、または、失業などで、著しく収入が減少した時、また、それに類する事由があつて、必要なのに病院にいけないという受診抑制の障害を解消する上で大切な制度となっています。ところが、いざ、適用しようとするれば、使い勝手の悪いと考えられる問題があり、その改善を求めて質問します。

第1点目として、平成24年度の制度適用状況と、その内容について伺います。

第2点目は、佐用町の要綱では、第4条で、制度の適用外、つまり、こういう場合は適

用しませんというケースを5点挙げています。

その中の第1点として、国保税の滞納者は、駄目としております。ところが、平成23年2月22日の厚労省保険局国保課の通知では、滞納者も対象すべきとなっております。本町の要綱は、国の通知に反しているのではないかと。

第2点として、利用可能な資産をすべて活用していない時とは、具体的にどのようなケースか。

第3点目として、要綱では、収入基準として、つまり、これ以下の収入の人を対象とするという基準は、生活保護基準の130パーセント以下、1.3倍以下ということになっていきます。基本は、この基準でね、1.3倍以下であれば、適用すべきではないかと。

第4点目は、町民への周知は、ぜひ、お願いしたい。私は、これ、去年の9月議会で、この制度とつくれと言ったら、町長が、いや、もう、要綱できてますということで、議員も知らなかったことがあるのでね、ぜひ、町民の方に、病院へ行けないで、困っておられる方にはね、こういう制度があるということを、ぜひ、周知していただきたい。この点、よろしくお願いたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋島議員からの3点目のご質問であります、病院窓口支払い減免制度を使いやすいものにとということにつきまして、ご質問の項目ごとに、お答えをさせていただきますと思います。

まず、最初に、平成24年度の制度適用状況、その内容についてのご質問でございますが、減免の適用状況は、申請、決定件数は1件で、理由は、住宅の火災による、資産の焼失によるもので、その減免期間は、平成24年12月の1日から、翌平成25年2月28日までの3カ月間でございます。

次に、2項目目の国保税を滞納している、要綱第4条のですね、国保税を滞納している場合についてのご質問であります、滞納世帯への取扱につきましては、納税相談による、分納誓約書を提出をしていただいたり、その誓約を履行し、納付に対し誠意がある世帯については、参酌を行っております。納税相談もなく、納付に対し何ら誠意のない滞納者については、これは、考慮せざるを得ないと考えていますが、滞納の事実のみをもって、一律に減免の適否判断基準としたものではございません。

次に、利用可能な資産をすべて活用していない時とは、具体的に、どのようなケースかということですが、資産としては、預貯金、出資金、有価証券等の、換価可能な資産と考えております。

また、3番目の収入基準として、生活保護基準の130パーセント以下としている。基本は、この基準で適用すべきについてのご質問であります、取扱要綱の規定に基づき、認定を行うこととなりますが、生活保基準に達している場合は、同制度での適用が好ましいというふうに考えます。

4番目の町民への周知を強めるべきではないかということですが、これは、本人申請によることが基本であると考えます。また、窓口等においていただき、相談をいただければ、適切に対応をしております。今後も、その対応に努めてまいります。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後6分になりますので、よろしく。

16番（鍋島裕文君） はい、ありがとうございました。

ぜひね、早急に検討していただきたいのは、私が言っているのは、平成23年2月22日の厚労省通知、これで、いろんなQ&Aを出しておるんですよ。こういう場合は、どうなのか。これ、何を言うているか言いますとね、厚労省の通知どおりやっていたら、特別調整交付金、かかった費用のね、お金を出しますよ。しかし、その制度を狭めたりしたら、調整交付金は出ませんよという内容なんです。

で、その中で、国保税滞納者については、滞納がいいとか悪いとかの問題じゃないんですよ。滞納者の問題については、受診抑制させないために、滞納を理由に除外してはなりません。除外したら、特別調整交付金を出しませんよと。これは、questionの6です。これ、ぜひ、検討してください。

それから、2点目に、本町ではね、生活保護基準の130パーセントということになっておるけれども、世帯全員の所得ということになっておるんですね。

ところが、このquestion9、厚労省通知、これではね、世帯の中に、被用者保険、社会保険ですね、この方の所得は別ですよと。国保加入者、世帯主、保険者の所得で計算してくださいというのが、question9です。

この2点からすれば、今、本町の要綱は、そういうつもりじゃないと言うたって、ちゃんと、これ、適用除外と書いておるんだから、特別滞納者がね、これは、やっぱり、要綱を見直しとなると思いますので、今、急に言われて、検討されてなかったとしたら、この点を検討して、再度、要綱を、厚労省の通知の基準にね、合わせていただきたいと思いますが、そのあたりの検討いかがでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 1.3倍、2項目目から、ご説明させていただきます。

同一世帯内に、被用者保険と国保の人が混ざっておる場合、当然、国保に準ずる場合は、国保被保険者のみで判断をさせていただきますので、結局、被用者保険、国保以外の方の収入基準云々を合算する予定、運用はいたしておりません。

それから、滞納世帯での、そういう運用の取り扱いが間違っているのではないかというお話だと思いますが、結局、滞納しておられても、例えば、入院に伴う減額認定書を、そういう滞納されておっても、そういう減額認定書だとか、保険で適用できる部分については、いくら滞納しておられても、そういう限度額認定書等も交付をさせていただいておりますので、そういった指摘には当たらないのではないかという形で、思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） この通知のね、厚労省通知のquestion6、直ぐ手に入りますから、question6で見てね、本町は、除外になっておるんですよ。国保税滞納者。

これは、したら調整交付金出しませんよということになっておるんで、これをぜひ、検

討していただきたい。このことを指摘して、質問終わらせていただきます。
ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君の発言は、終わりました。
続いて、1番、石堂 基君の発言を許可いたします。はい。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番議席の石堂です。

私は、今回2点の質問をさせていただきます。

まず、この場での質問として1点目、森林整備の促進と雇用創出の取り組みについて、赤穂の製塩工場において大型木質バイオマス発電所が建設されることが、昨年10月に新聞発表されました。これに伴い、兵庫県森林組合連合会では、燃料となる木材の供給を担う取り組みが進められています。

この発電所では、木質部で最大出力1万6,500キロワットが計画され、これに必要な原材料は1日100トン程度と言われています。この原材料を近隣で供給することとなると、佐用地域などは優れた産地であります。この取り組みを進めることにより、町内森林整備の促進とあらたな雇用創出が十分に期待できます。

そこで、次の項目について伺います。

1点目、森林行政を進める観点から、この考え方について伺います。

2点目、県森連からの本町、あるいは本町森林組合に対する協議内容について伺います。

3点目、森林整備と雇用創出の観点から積極的な研究・検討が必要と考えられるが、これは行われますか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、森林行政整備の促進と雇用創出への取り組みということでございます。

今回の一般質問の中でも、いろいろな、それぞれから、こういう課題について、ご質問いただき、答弁をさせていただいておりますけれども、改めて、また、答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、従来のですね、切り捨て間伐から資源の有効利用への転換、国内産木材の自給率を高めるという政府の、国の方針、そういうことで、そういう政策が、国の政策も変わってきて、計画団地内の5ヘクタール以上の搬出間伐を行わないと、その間伐補助対象事業にはならなくなったわけでありまして。

町といたしましても、国の補助制度を活用して搬出間伐を推進し、間伐材を木材市場などに出荷して、できる限りの収益をですね、森林所有者に還元できればというふうに考えているところであります。

ご質問の日本海水赤穂工場で計画をされております木質バイオマスによる発電事業は、木材という資源、再生可能資源をですね、電力というエネルギーに変えるという、これは、地球環境、自然環境改善にも寄与することになりますので、この事業が、採算が取れる形

です、間伐材をはじめ、間伐材だけではなく、やはり、雑木と言われるような自然林、そういう物も、この燃料としての供給に、積極的に参加をするようにですね、考えていきたいと思っております。

次に、2点目の県森連からの協議内容についてとのご質問でございますが、兵庫県森林組合連合会から県下の森林組合に概略の説明がありまして、木質バイオ発電事業の燃料調達の概要といたしましては、この、1万6,000キロワットの、この発電の計画においてですね、その必要な燃料が、木材が、年間23万トンの木質の木のチップが必要であって、これを海外から50パーセント、国産で、国内から50パーセント、その内3万2,000トンを県森連から調達したいという申し出があるという内容でありました。その後、まだ、具体的なですね、例えば、価格の面、そういうものにつきましては、何も、お話しはありませぬし、今は、県森連のほうで、この協議をされているというふうに聞いておりますので、今後の、その話し合いの協議の進捗、それに、期待をし、注目をしているところでございます。

次に、森林整備と雇用創出の観点から積極的な研究・検討が必要であると考えられるがということですが、戦後始まった造林事業では、個人、事業家が山にかかわって森林施業が行われてまいりましたが、長引く材価の低迷で、山への関心が薄れ、優良な森林の形成が困難となっております。その結果、山が荒廃し、土砂災害の危険も増大をしているところであります。人命、財産を守る観点からもですね、防災面からも森林整備の必要性は、これまでも十分、いろいろと言われておりますし、町としても、このことに、できるだけ、森林整備を行い、防災面、そういう面からも、森林の対策は必要であるというふうに認識をいたしております。

森林整備において最も重要なものが、ことが、森林環境の保全、また、低コスト化につながる作業を行うための路網、道路の整備であるというふうに考えます。

平成21年災害で被災した林道、作業道の復旧を順次進めていくとともに、間伐事業や森林整備地域活動支援交付金事業などによる路網の修理、開設を積極的に行っていきたいと考えております。最近、作業道からの土砂流出を抑える研究発表もありました。そういうふうな取り組みにも、参考にして、県などが開催する研修会などにも参加をして、当然、災害に強い作業道の開設にも努めてまいりたいと考えております。

そのためにはですね、どうしても、この森林施業の間伐事業を行うための森林経営計画、この作成をしなければなりません。まだ、実際の民間の森林組合としては、24年度には、1団地の契約に留まっておりますが、今後ですね、木質バイオマス、こういう事業に具体的に参入するためにもですね、町内、森林として、約2万4,000ヘクタール、そのうち、スギ、ヒノキの植林をしている面積が、約1万2,000ヘクタール、森林率がですね、佐用町3万ヘクタールの町ですから、80数パーセントが森林、山であり、その内の2分の1、50パーセントには、ちょっと切れませんが、約半分が人工林、森林になっております。

そのうちの、もう既に、9齢期、1齢を5年として計算しますけども、45年以上の山がですね、60パーセントに達しております。今後、これが、あと5年、10年していけばですね、ほとんどの山が、45年以上、50年、いわゆる木として利用していく、そういう元々、そういうしていこうとした目標にした、達した、そういう森林になってまいります。

そういう中で、全町域のですね、経営を、森林の、この作業をしていくための経営計画というものに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

そういう中で、今後、そうした新しい、森林の需要、木材の需要というものが生まれてくれば、その採算性を考えながらですね、森林組合と行政とが協議を行い、積極的に、そういうバイオマス発電等の燃料供給の事業などにも、参入を検討したいと思っております。

そういう中で、事業の見通しがつけばですね、人材の確保というものも必要となりますし、その場合には、林野庁の緑の雇用事業などを活用して、そういう森林作業を行っていく技術というものも習得をして、そういう人材を育てていき、雇用の確保や人材育成に、今後、努めてまいりたいというふうに考えております。

森林整備につきましては、こういう発電事業に限らず、町内に、先ほど申しましたように、多くの山があり、整備を必要とする人工林、また、自然林、こういうものも抱えており、この引き続いてですね、間伐事業、また、施業、整備を行っていく予定であります。

雇用の創出については、そうした作業を行うためには、特殊機械による作業が、今後、主体になってくると思っております。どうしても、やはり、機械化をしていかないとですね、効率的な作業が難しいというふうに考えておりますけれども、ただ、なかなか、大きな機械入れてですね、効率的にとっても、採算性が合うかどうかというのは、非常に課題でもありますけれども、今後、森林組合が、現在、作業を請け負わせている、近隣の機械を持っている事業者、そういう方にも、協力をいただくことが、必要であろうかと思っております。

そういう中で、計画的にですね、行っていきますので、一気に、人を雇用するということではできませんし、また、その必要性も、なかなか直ぐには生まれてこないと思っておりますけれども、確実にですね、今後、新たな雇用というものも、生まれてくるとくふうに期待をいたしております。

多くは、この事業だけで、雇用というものについて、望めないとしてもですね、少しでも、新たな雇用の創出につながるような事業、こういう形で進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 今回の定例会一般質問 13 人ということで、私、最終です。

私自身は、一番最後にすることは、あまり記憶がないので、ほどほどの緊張感を持っていますが、もう既に、12 人終わって、鍋島議員の質問も終わったんで、皆さん、ほど良く緊張感を解いていただいて、答弁いただいたらなと思うんですけども、私、今回、この一般質問を予定させていただいて、その後に、開会があって、町長の予算編成方針を伺いました。

その時に、今回、私、一般質問、きたなと思ったんですよ。

と言うのは、予算編成方針の段階で、林業政策に対して、すごく積極的な発言を、町長がされたという印象を持っています。特に、項目的に言えば、さっき言われた、森林整備と併用して、その森林資源の活用というようなことを言及されて、いろんなことに取り組みたいということを経営編成方針の時に言われたと思うんです。

で、これ、本当にタイミング的に、いろんな、日本海水の、この誘致、誘致というんですか、稼働なんかも含めて、あるいはまた、防災面も含めて、今後、山に対して、どういふふうな取り組みというのが、いよいよ始まるんだなと思って、これは、一般質問、熱入れてやらなあかんなと思ったんですけども、残念ながら、もう既に、3 名、4 名の方が、関連で質問されているんで、若干、お伝えしたいことが薄れてしまったんですけども、私なりに方向見つけてやりたいと思うんで、よろしくお願ひします。

まず、再質問のほうに入らせていただくんですけども、基本的には、これまでの質問者

の方に対する町長の答弁の中で、ある程度、明らかになっているんですが、一つは、人工林を対象とした、やっぱり、いろんな森林整備に入るのに、森林経営計画ですね、説明されたように、実際、24年、民地に対しては、1例しかない。で、その事業量にすれば、これまでやってきたやつの10分の1。で、端的に言えば、24年自身が、森林組合の事業が、がた減りしていると。で、更に言えば、翌年、来年の25年の経営計画の樹立というの、めども、あまり、今の状況では立ってないように思うんですね。

そうした場合、その組合の運営自身にも、非常に大きく影響してくると。そうしたやり取りが、岡本議員とのやり取りの中にあっただけでもない、じゃあ、具体的に、この森林経営計画の樹立なり、策定について、町長も、これまでの答弁の中で、ある程度、行政も一緒に、組合と、その計画の樹立に向けて動きたいというふうに言われてました。

で、まあ、踏み込んで、じゃあ、職員一人でも、二人でも出向させてというふうな話が、途中で出ていたんですけども、それは、肯定はされなかったと思うんですけども、具体的に、まず、この人工林を対象にした経営計画、要は、間伐事業を促進するための、従来どおりやっていくための、この経営計画づくりですね、これを25年度、24年度できなかった分も含めて、どういうふうな取り組みでされようとしているのか、その点について伺います。

議長（西岡 正君） お答えください。町長。

町長（庵途典章君） これまで、質問の中でですね、何名かの議員の方からも、同じような質問をいただいた中でですね、答弁させていただいております。

その中で、私、一つちょっと、抜けているところがありますので、そのことも含めて、お話をさせていただきたいと思うんですけども、確かに、こういう制度が変わってですね、今年度は、1団地の、今、施業をやっていると。搬出間伐のですね。そういう、その中で、これまで、いわゆる切り捨て間伐と言われる形では、年間、平均すると230ヘクタールぐらいたって来たということなんですけれども、この中にはですね、いわゆる機関造林、公社造林ですね、緑公社とか、そういう形で、今までやっている事業、こういう、そのところの事業が、いわば柱になってきています。これまでも。

で、森林組合としてもですね、こういうものを計画的に請け負って、管理をしていくという役割、これを、ずっと担ってきたわけです。これは、引き続いてやっておりますので、全く、その230ヘクタールの中には、そういう機関造林、公社造林も入っているということです。

ですから、その21ヘクタール、今年やっているのは、森林組合として、団地化をしてやって、今、取り組んでいるのが、それだけということで、森林組合の仕事がですね、全く10分の1になっているということではありませぬので、ちょっと誤解を与えるような、私、説明をしてしまっておりますので、そこは、ちょっと修正をさせていただきたいと思っております。

で、確かに、森林組合としてのね、事業としても、そういう公社造林のような、公的な造林だけではなくてですね、やはり、この多くは、この個人の所有、山主さんの、森林が、山が、こういう先ほど申しましたような樹齢になってきていると。で、放置をされているという問題ですので、これに取り組んでいかないとですね、やはり組合としての責任も果たせないというふうに思っております。

そういう中で、これは、制度に乗せるためには、こういう計画も作る。ただ、説明しましたように、大きな団地で、計画をすることは、非常に難しい。ですから、かなり、小さくですね、団地を、たくさんの団地をつくって、林班で、計画をしていかなきゃいけない

だろうと。それに、所有者も、非常にたくさんの方がおられ、いろんな町外の、不在地主と言われるね、山も非常に多くなっております。そういうことで、遅れてますけども、今年から始まった事業なんで、直ぐ来年、即、全てができるような計画は、難しいかもしれませんが、町のほうとしても、職員が林務係として、森林組合と一緒に作業を行ってですね、早く、この計画を作り、作業をしながらね、新たな、その団地計画を作っていくという形で、進んでいきたいと思っております。

ただ、これも何回もお話してはありますが、その、こういう需要がね、ドンドンと、この今、そういう形を出して、出荷をしなきゃいけない。市場に出さなきゃいけないということで、そのために、その木材価格が、急激に安くなったということもあるんですね。片方に需要がなかったもので。一気に、その搬出利用間伐という形が出てきましたので、例えば、山崎の木材市場なんかにもですね、非常に大量の木が滞留してしまってますね、安いところにきて、まだ、価格が安くなってしまったという面があります。

で、新たな、こういう燃料にするものというのは、もっとB材とかC材とか、一番悪いものを使うわけなんですけども、まあまあ、そういう物としても、やっぱり全体としてね、補助事業でやっぱりやっていかないと、採算は合いません。だから、これまでの国の制度、また、町としての間伐の補助、こういうね、やっぱり資金、そういうものも投入しながらですね、この経営をやっているように考えていかないとということで、そういうものがなくってもやれるようなね、こういう事業になれば一番いいんですけども、そこがありますので、余計に、計画的に、年次計画の中でね、きちっと計画してやっていく必要があるかというふうに思っております。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 私、ちょっと、お伺いしたかったんは、要は、行政が、どのようにして、その森林組合とタイアップして、この経営計画づくりというのをやっていくかと、そこを、どれだけ強化して行くのかという姿勢が伺いたかったんですけども、具体的に、じゃあ、どうするというような示しがなかったんで、希望だけ、あえて言わせていただきますけれども、結局、やっぱり森林組合というのは、町内の、その森林の施業、あるいは、民間、個人の持ち山なんかの育林なんかを含めて、やっぱりなくてはならない組織だと思うんですね。これを継続的に運営して行くためには、当然、ある程度の事業量というのを、毎年確保していかないと、その森林事業者自身も、継承して行くことはできないんで、やっぱり事業体として、森林組合が、今のままであれば、公社造林なんかの部分で、ある程度、保障、保障とは言いませんけれども、担保された事業量があると言いながら、やっぱり、この計画づくりというのは、急務だと思うんです。

で、これ、岡本議員も言われてましたけれども、例えば、岡山、美作の森林組合あたりというのは、あそこは、組合の職員数なんかも、相当違いますよね。

で、その相当数いる職員数に発破を掛けて、自らが地域へ出向いて行って計画づくりを拾ってくるというような活動でやっている。これは、当然、あるべき姿だと思うんです。

ただ、残念ながら、本町の場合、そういうようなことはね、なかなか、職員数の割りからもできないと。

で、一方、兵庫県の県下の状況を見ても、やっぱり、この経営計画が十分に樹立できている所というのは、ほとんどないですよ。本当に、公社がやっているぐらいで。

まあ、これは一例ですけども、その北但西部ですね、村岡とか、あっちのあたりは、一

般の職員ですね、事務関係の職員と森林組合の職員と、地域に出向いて行って、座談会というんか、説明会をやって、そこで何とか地域の了解を得て、さっき町長言われたように、小さな林班での計画づくりというのに着手しかけていますのでね、そういうような事例を参考にね、ぜひ、やっていただきたいなと思います。

これ、決して、適齢期を迎えている人工林の伐期に備えててと言うんじゃないしに、僕は、当然、今回のことですから、燃料チップ、木質燃料としてのね、そういうふうな需要が出てきた時に、即対応できる、やっぱり下地はつくっておかないと駄目だと思うんです。

で、その観点から、また、再質問に入らせていただきますが、実際に、その、こういう一般質問のたぐいの中で、僕、その日本海水ということで、特定の企業の営業関係というふうにとらわれがちなんですけれども、そういう観点じゃないしに、森林材の利活用ということで、ある程度、答えていただきたいなと思うんですけれども、実際には、そこで、建設が始まって、平成 27 年の 1 月稼働を目指しているということで、建設に、概ね 2 年間かかるということですね。

で、今現在、その日本海水から、県森連、あるいは県なりへの打診状況と言うのか、協議状況についても、さっき答弁いただいた内容だと思うんです。

実際には、当初、新聞報道なり、企業新聞などの発表によると、日本海水自身は、その燃料の確保については、日本製紙木材というところで一元化してやるというふうに言っていて、さっき町長が答弁されたように、総量が 23 万トンのうち、3 万、あるいは 3 万 2,000 を自社、あるいは、その県森連なんかにということで出してきましたけれども、その数量の差し引きからすると、当然、自社ということは、自分とこで、ある程度の木材加工施設を建設するというふうな形で動いていたみたいですが、それも、ちょっと最近、定かじゃなくなってきたみたいで、もしかすれば、総量全部を、買い入れのほうの燃料に、燃料チップにする動きも、若干あるように聞いています。

で、総量も、先ほど、23 万トンというふうに、町長、言われたんですけれども、これ、何か聞いている話からすると、どうも、ちょっと数量があいづらいなと。

で、多分、今、言われているのは、木質バイオマスの発電チップ、だいたい、1,000 キロに対して 1 万トンか、というふうに言われているのかな。だから、それから言えば、ちょっと、23 万トンと言うたら、若干、多いんかなという気もするんですけれども、まあ、これ、向こうが言われている数字だったら、そうかなと。

でも、身近には、県の森林組合に対して、3 万 2,000 トンというオーダーが、一番最初の説明の中にある。そうした時に、本当に県下の森林組合にということなんですけれども、今、県下の状況を、また、新たな状況が生まれていて、これは、正式には、まだ、新聞発表されてないと思うんですけども、もう 1 カ所、5,000 キロから 1 万キロぐらいのやつが、兵庫県下に、誘致というかがあると。県自身は、それを、なるべく西じゃなしに、東のほうにというふうな動きもあるみたいですが、こうした動向を考えると、この、燃料系での木材需要というのは、明らかに伸びてくると思うんですよね。

で、私、一般質問書の中に書いてますように、この日本海水の 1 万 6,000 キロを賄うだけの量を、この周辺で確保というのは、ほんまに、それから考えると、この佐用町から南というのは、非常に優れた産地であって、地理的な優位性を、すごく持っているところだと思うんですよね。

で、一方、ちょっと東、もしくは北を考えると、宍粟は、ああいう形で、木材の活用というのを、センターを中心にしてということで、加工部門で、非常に年間、10 万立米ぐらいですか、やられてますけども、それから考えると、直ぐに、こういうふうな形で、燃料チップに移行なり、燃料材が出てくるというのは、なかなか考えづらい。その状況から考えると、本当に、積極的な取り組みをね、今、始める必要が、僕、あると思うんです。

で、先ほど言いましたように、ボイラー自身の稼働が、27年1月ということは、当然、1年半先で、実質的には、もっと早いと思うんですよね。実際には、立ち上げして、2カ月か3カ月間ぐらい実証実験に入るわけですから。

で、そうした時に、今の進み具合で、例えば、そういう需要が出てきてからというふうな考え方で、スタートしていると、対面的に遅れるんじゃないかなという危惧が一番あります。

で、そのあたりで、ちょっと、もう少しね、じゃあ、町長のイメージの中で、県森連から、どういうオーダーが出てきてたら、どういうふうな形で答えていこうとしているという、何か、そういうイメージ自身が、スケジュールも含めて、何かあるようであれば、聞かせていただきたいんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 県森連のほうの、今、会長は、石堂県議がしていただいております。

で、この話は、石堂県議が中心にですね、いろいろと交渉をしていただいているということで、直接、その話をね、聞かせていただいているところです。

ただ、相手の企業との交渉でありますので、全てのことがね、まだ、出せないというところもあるかと思えますけども、今、お話のように、27年稼働を目指しているということでありますので、そう言いながらですね、まだ、具体的にね、じゃあ、どういう供給体制で、責任を持っていくらというような話は、まだ、できないと。

と言うのは、価格の問題が、まだ、一番の問題が決まらないと。ここはですね、いろいろと話し合いの中で、どうしても、お互いにね、安ければ、受け取る側はいいし、売る方は、それ、採算に合わなきゃできないと。

で、これは、採算ということがあるんですけども、これはもう、石堂組合長の話では、相手のほうと、全く腹を割ってですね、その全く、そのすいしろを全部出して、ここまですてやれ。精一杯の、向こうがね、相手側が、事業として成り立つものの価格、最大限のものを、提示していただくということで、今、交渉しているという話です。

で、ただ、今、名前として、特定の日本海水という話だけ出てますけれども、確かに、この問題は、これからですね、自然エネルギーとして、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスチップ、これは、もっともっと、当然、全国的にも増えていく話です。

で、今、お話のように、県下にもですね、もう1カ所というのは、これは、私の聞いているのでは、関西電力が、それに組み組みたいということで、今、検討されているということも聞いています。

で、当然、これは、木材、本当に、効率的には、非常に、エネルギー、カロリーが、木材というのはね、ガスとか、石油と比べると、非常にカロリーが低いので、大量の木材が要ると。一番、コスト掛かるのは、運搬ですね。そうすると、外国の例でもですね、運搬できる範囲というのは、何十キロ範囲内ぐらいの所に、適宜、そういう発電所をつくるという、こういう計画的なことをしておかないと、そこで、同じところでできて、供給、全然できない。ほな、もっともっと遠い所から、運ばなきゃいけないというのでは、これは、お互いに共倒れになってしまいますし、また、効率も非常に悪いということだということで、兵庫県においても、そのへんは、調整したいということで聞いております。

で、そのイメージとしてですね、言われるんですけども、価格さえ合えばね、ということが前提ですけども、佐用町の中で、3万トンということが、県森連で言われると、面積的なものから見ればですね、私とかが、そのうちの約3分の1ぐらいは、まず、ある意味では負担、責任持っていかなきゃいけないのか、その中の、もうちょっと多い、半分

ぐらいを持たなきゃいけないのか。これは、森林組合として、きちっとした活動しているというのは、例えば、隣の上郡とか相生とか、赤穂というような所は、少ないんですけども、それでも、この山崎、たつののほうの組合もありますし、上郡の組合もあります。

で、そういうことになれば、岡本議員の質問だったと思いますけれども、1万トンぐらいのね、ものというのは、1万4,000立米、これでいくと、ある程度の機械化は必要ですけども、今の作業でいけば、3班か4班ぐらいのね、3人が1班としますと、それぐらいな作業班で、作業としてはね、何とか、当面のものはできるだろうなというイメージは持っています。

ただ、それには、今の間伐、間伐だけで、供給できるのか。その通常のスギやヒノキの間伐のB材、C材、悪い物だけを供給で、間に合うのかどうかなんです。

で、やはり、今、大きく育っているのも、クヌギとかナラとか、そういう自然木、そういう所も含めて、搬出をしていくと。作業を行うということも必要ではないかなと思っています。

ただ、一つね、私、聞いているところで、その日本海水が、今、この当然、この政府の電力の買取制度価格、これを適用しての採算を考えておられるんですけども、今、石堂議員も自社で3万トン、それから、県森連、県で3万2,000トンというようなね、ことを日本海水は、当初、提示しているということなんですけれども、その古材、ここで、海外から50パーセントというようなね、多分、古材、古材ですね、そういう物も想定していると思うんです。

それから、自社の物というのも、そんなに新しい物を、じゃあ、同じようにすれば、こうで、3万トンであったとしても、地域においてはですね、同じ、あそこにあるわけですから、6万トンを供給せないかんということになるわけですね。いくら自社であったとしてもね、で、ただ、古材になった場合には、正規の買取価格が安いんですね。燃料が、やっぱり、新しい、山を管理、整備して、そういう間伐をしたり、そういうしたものを、燃料にした場合には、その1キロワット、30何円とかいう形で、政府、国は、買い取るという、そういう制度なんです。

だから、これを古材を使った場合にはですね、その価格が、グンと安くなるというところがあって、その割合をいくりにするか。で、また、その事業の採算性というものが生まれてくるそうで、計算しなきゃいけないそうです。

そのへんが、非常にね、今、ややこしいと言いますか、難しい協議になっているというように聞いております。

どうしても、でもね、量の問題と、それに対する引き取り価格、こういうものが、ある程度の見通しが立ってこないとですね、この事業そのものについての、人が、どう配置するかとか、その作業班を、どう編成したり、また、機材を、どう整備しているかというのをね、その段階から、検討せざるを得ないというところはございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 確かに、その日本海水自身の、木質燃料の流入予定が、なかなか立たないというのは、確かに、価格が中心だと思うんです。

で、その元請というんか、その原料の、燃料の関係の、その出荷元を一元して、日本製紙というところがやる。

これ、日本全体そうなんですけれども、結局、木材の流通というのは、一見、建築が中

心で動いているようなんですけども、実はもう、そういう時期は過ぎていて、やっぱりパルプ屋さんなんです。パルプ屋さんが、その値段を、全部握っているという状況なんで、ましてや、この、昨年からのアベノミクスの関係で、円安が連動してきて、輸入材、どう取っていくかというようなことで、まだ、なかなか決まりづらいだろうと。

だから、最終的に、僕は、町長なりが、腹決める、この金額だったらというのは、なかなか出てこないと思うんですね。

で、その参考にしていただきたいというんか、僕、昨日、ちょっと、それで、素材業者さんと話をさせていただいて、勉強をしてきたんです。今日の質問のために。

で、これ当然、加工なんかも含めてなんですけれども、確かに、その最終的に、ここの佐用町の、例えば、木材が、何ぼで、素材業者が引き取って行って、加工のところに持って行くかという、これは、どれぐらいになるんですかと聞いたんですけれども、分からんと。

ただし、今現在も、昨年の暮れからですけども、そういう、その製紙関係の素材業者ですね、大手の、例えば、この近くであれば、鳥取の丸和さんとか、大きなところがあるんですけども、そういうところを中心にして、やっぱり雑木のね、買取の、やっぱり規模が非常に多いんですって。で、単価的に、ピンとこられるかどうか、分からないんですけれども、一般に、そのB材、C材なんかをチップの加工場に持って行く、今までやったらトン当たり、3,000円ぐらいですよ。で、ずっと昔、以前は、8,000円とか9,000円とか1万幾らと、良い時があったんですけども、そこから下がって、ずっと3,000円ぐらいですわ。

で、雑木が、逆に言えば、チップとしたら、単価高くて、4,000円ぐらいですよ。結局、その紙の材料にするのに、バージンチップと言われるように、含水量が少なくて良いということ。

で、そのちょっと、人工林、スギ、ヒノキのね、針葉樹は別にして、広葉樹、落葉樹のほうですけども、それでいけば、何ぼやったら売ってくれるんやという、買取の問い合わせが、いろんな所からあると。8,000円だったら入れてくれるんか。1万円だったら入れてくれるんか。ということは、業界いうんか、日本の原料としての木材ですね、これの需要というのは、明らかに増えていくんですよ。

で、建築と、それから紙のほうというのは、これは、統計データでも明らかなように、低迷して、一定、落ち着いているんですよ。まだ、人口減少になっていますから、この需要が伸びていく可能性というのは、まず、ないんですよ。

じゃあ、どこへ行くのと言ったら、この燃料なんですよ。ここに行くと。で、それに対して、やっぱり紙屋は、やっぱり、その自分とこの紙も作らなあかんから、そういう雑木を中心にした物の加工に、今、行っていると。

一方で確保しながら余ったやつを燃料系に回すというふうなシステムが、後々には、できていくんだろうと思うんです。

その点から考えると、なかなか、その金額が、決まった時に、じゃあ、町がやりますということは、タイミング的には、僕は、相当ずれ込むんじゃないかなと思うんです。

で、これは、あくまで試算ですけども、林野庁の関係かな、農林中金の総合研究所というのが、これは、今回のために、僕は、勉強資料として、探して探してなんですけども、やっぱり買取価格の試算を、当然、出してますよね。32円に決めた時に。まあ、その根拠なりも含めてです。

で、確かに、さっき町長言われたように、ここで定義づけられている、その買取価格のランクというのは、一応、4段階あって、32円、24円、13円ですよ。ああ、ごめんなさい。一番下が13円で、その間に、もう一つ、17円というのがあるんですけども、これは、ちょっと論外で、とりあえず、32円になるか、24円になるかということですよ。

で、言われているように、輸入材というのは、ここの2段目の24円なんですよ。本

当に、未利用材、本当に、森林の中に残っている、例えば、間伐、あるいは、その立っている雑木、このたぐいは、32 円の対象になってくるというんで、当然、発電者としたら、この 32 円のほうを取りたいわけですけども、それに全部しちゃうと、素材の仕入れ単価が高くなるし、紙屋も喜ばないし、紙屋も困るということで、24 円にするか、32 円にするか、その量をどうするかというせめぎ合いだと思います。

で、いずれにしても、この町内にある宝は、32 円の宝なんですよ。で、仮にそれを搬出して、加工して、加工する必要は、途中までであると思うんですけども、する方向で、今、動いていたら、それが、赤穂に行くのか、あるいは、広島の方に行くのか、岡山の方に行くのか、分からないけれども、必ず、引き合いはある時代がきていると思うんですよ。

ただ、それを、いかにコストを安く、山から出して加工するか。もう、ここだと思うんですよ。

で、これは、以前にも町長言われていたように、幸い、町内に、ああいう木材の加工、チップ工場ですね、もあると。本当に、素材の出荷元から近くに加工場があって、そこで加工して出せる状態というのが、ここの佐用町にある中で、やっぱり、素材業者としたら、非常に条件が整っているわけで、後、いかに山から出すかということですよ。

で、その単価が、じゃあ、どれぐらいになるのということで、先ほど、言いましたように、この試算の中で言えば、これ僕、ほとんどの合ってるなと言うんか、現状が、十分に把握されているなと思ったんですけども、これは、要は、逆に言えば、発電事業者が、32 円、もしくは 24 でもペイできる。もしくは、収益が上がるということを、当然、想定しているわけですよ。

で、その時に、燃料チップとして、発電者に対して、1 万 2,000 円が入っていくと。

で、ちょっと、逆戻りしますけども、その運搬コストがトン 1,500 円。で、チップとしての加工が、トン 3,000 円から 3,500 円。で、素材生産者の手元に 7,350 円。トンですよ。

で、さっき言ったように、今でしたら、この素材生産者というのは、3,000 円とか 4,000 円で持ち込みしているわけなんですよ。だから、当然、合わないから、誰も入れないと。

で、聞いたんですよ。7,350 円。これぐらい想定されておるけれども、これでやったら、例えば、山切って持って行って、ライフオスへ持って行って合うかと言ったら、まだ、合わない。これでは。それは、何でやと言ったら、やっぱり、機械化もできていない。個人で切る。それから、運ぶ車も軽四、2 トン車がいっぱいということで、個人でする分には、ちょっと、まだ、厳しいだろうなということです。

ただ、市場は、今、この素材の買取、チップ屋への持ち込み価格というのが、8,000 円、9,000 円、1 万円となってくるだろうというふうに言われています。これは、明らかに。

となれば、いかに早く、その土壌をつくっていく。あるいは、さっき言ったように、森林組合の作業部隊をつくっていく。機械化を進めていく、もしくは、そういうことを大規模にできる企業を育てていく。これが、大きな課題だと思うんですよ。

で、特に、この間の話というのは、人工林を中心にした間伐で搬出したというふうに言われてますけれども、さっき言ったように、単価としたら、雑木のほうが高いんですよ。1.3 倍、1.4 倍、これ、もっと差がついてくるんですよ。要は、紙屋が、バージンチップの雑木のやつを求めてきたら。

で、それから、考えると、経営計画を作って、育林とか、今後の森林整備というのも、当然、大事なんですよ。防災面から見て。でも、同じように、雑木林も防災面から見れば、非常に重要なところなんですよ。だから、合わせて、その雑木林が宝の山であるということ認識して、やっぱり、そこに対する入っていく手段、これを何とか、町がね、少しでも支援できるような体制づくりというのができないかなと、僕、思うんです。

それは、企業育成とか、あるいは今の森林組合の体質強化もあるかも分かりませんが、何かこう、知恵を絞って、例えば、今の建設業者に対して、いろんな支援制度をつくって、転換していく、そういうふうなことは、これ、ちょっと将来的に考えられますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、価格をですね、こうなっていくかという、想定、段々と、まだ、資源は、足らなくなる。これは、決して、燃料という、燃やしてしまうということだけではなくてですね、元々、紙であり、それから、スギ、ヒノキなんかは、建材としての、この資源としての、できれば、そういうふうにも活用したい。少しでも、価格が高い活用ができればいいわけです。

ただ、全体としては、今、言われるように、燃料というようなものを含めて、木材というのは、やっぱり需要を高めていく、その必要性が高まってくるという、そういう時代になっていくことは確かだと思います。

ですから、その中で、私も以前から、山の話の時にですね、申しましたように、人工林だけの問題がね、災害を起こしているとか、いろいろと、かなり取り上げられて、全国的な、これも課題になってますけども、その自然林と言われる雑木林、これもですね、もう大きくなりすぎてですね、既に木が、老齢化してきてですね、山に木が弱くなって、場所によっては、木が枯れてしまっているとか、それから、山に入っていけばですね、根が、十分張っていかなくなって、倒れたり、いろいろと山自体が、荒れてます。

だから、これは、本当に人工林だけではない。自然林と言われた、これまでの浅木山、雑木山というものも同じような状態であり、これは、逆に切っていけないとですね、再生しない。若返らないんですよ。

で、今、全部切ってしまうと、ちょっと質問にもありましたように、シカが芽を食べてしまって、なかなか、もう、大きくなれないというようなこともありますけれども、しかし、基本的には、そういう、クヌギや、ナラとか、そういう自然林というのは、今まででも、切って行って、そしたら、新しい芽が出て、山が若返っていくという、それが、再生していくという形で、これまでも管理をしてきたと。

既に、シイタケのですね、榎木とか、そういう形で、町内でも、便利の良い所、運搬がいしやすい、出しやすい所については、そういう形で、実際、切られて利用されております。

しかしまあ、大部分のですね、森林の植林した、そのまた、高い所、もっと上のほうですね、そういう所は、全部残ってますし、そういう所は、ほとんど切ることもできない。

だから、この作業をする時に、人工林なんかの、この今いう伐採、間伐作業する時に、今まで、全く手がつかなかった、そういう植林をした、その、また、上の部分ですね、山、かつぎと言うんですけれども、そういう所の木まで、今度は、全部切って、一緒に出せるという形で、そういうチップの中に、燃料にしていけばですね、そちらのほうが、まだ逆に、高くね、今言われるように、売れるわけですから、事業としても、これは、効率性が、非常に高いなというふうに、私も思っています。

ただ、そういうことを、いくらでという以前に、石堂議員言われるように、もう体制としてね、町が、何ができるのか。しておかなきゃいけないのかと、これは、まずは、林道、作業道とか、かなりこれは、作業しようとしても、まず、道がないと。その下まで下してきても、道がなければ、搬出ができないということですから、これは、町が、これ考えて

いかなきゃいかん問題だと思っています。

それから、森林組合としては、その作業をね、基本的に請け負うといっても、まだ、全部が森林組合ができるわけじゃない。新たな、その作業によっては、事業者が、これに参入していただく、森林組合そのものも、直接ね、作業班というものを育成していく、森林組合から委託をしていくというようなね、委託先をつくるとか、こういうことも必要だというふうに思います。

ただ、この事業を行っていく上で、先ほど、申しましたように、植林した山の管理、これについては、この間伐事業というものをね、主体にしないと、全部切ってしまうて、出してしまうということではなくって、その間伐でやっていくと。間伐でやるというのは、やっぱりどうしても作業性が悪い。で、そのためには、この補助金、間伐制度というものを、やっぱり、活用もしていかなきゃいけないということなんで、それには、何度も言いますけれども、計画もちゃんとつくって、それ、制度に乗るような形の、その作業も、これは、やっぱり、きちっと早く進めておかなきゃいけないということだというふうに、私も思っておりますのでね、ぜひ、そのへんは、そういうことの計画もしながら、また、作業についても、また、経営、そういう事業についてもですね、十分研究しながら、できるだけ積極的に進めていきたいというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう 10 分切りましたんで。はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

たくさん、まだまだ、お話したいことがあるんですけども、次回、6 月にさせていただきます。

1 点だけ、俗に、その素材生産ですね、これ同じ資料の中に書いてあって、別の文献にも書いてありました。

林業のね、就業誘発係数というのがあって、実際に言えば、今、想定されている売価というんですか、5 億円ぐらいの、その仕入燃料になるんですけども、5 億円ぐらいのチップ原料の需要が発生して、発生して、それを賄おうとしたら、間接的、波及的というんで、そこに係数、いろいろ計算したって、58 人の新規就業というのが、これ誘発されるというふうに見込まれているんですね。

これ、例えば、加工業で何人とか、それから発電量で何人とかというの、全部書いてあるんですけども、実際に、たったこれだけの量で、それだけの人数の就業というのは、これは、常時、フルタイムでの就業という計算だと思うんですけども、やっぱり、うちらみたいに限られた、これだけの資源があって、人材も、やっぱり、フルタイムじゃなしに、確保できる。これらから考えても、非常に、このタイミングというのは素晴らしいものだなと思っているんで、ぜひ、何とか、積極的など言うよりも、逆に言えば、戦略的な研究、検討を、ぜひ、今後、町長に続けていただきたいと思う。で、また、続きは、6 月にやらせていただきますので、よろしくお願ひします。すいません。

続きまして、2 点目、時間がありませんけれども、端的に。

町内に設置されている看板類の整理についてということで、以前にも、一般質問させていただいて、3 年前に調査が行われたというふうに聞いています。その後の対応について、具体的な報告を聞いておりません。

そこで、次の項目について、伺います。

全体的な調査結果の内容と、その後の対応について。

それから、各自治会を明記する看板は、統一されたのか。

それから、今後、看板類、いわゆるサインの統一化ですね、これが必要ではないかと、それができないかということで、お伺いをします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後のご質問であります町内に設置している看板の整理についてということで、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の全体的な調査結果の内容とその後の対応でございますが、平成22年度に、緊急雇用就業機会創出事業を活用いたしまして、町内に設置しております観光案内板、施設案内板、また、文化財の案内板、地名案内板などの状況調査をですね、NPO法人のほっとネット373に委託をして実施をいたしたところでございます。

調査内容といたしましては、表示内容、設置場所、所有者または管理者、看板のサイズや品質、規格の構造、現在の状況が良好であるか、また、補修が必要か、記載内容が間違っていないかというようなことを調査をさせております。

調査結果といたしましては、町管理の看板が331箇所、教育委員会管理が80箇所、観光協会関係が42箇所、その他2箇所、合計455箇所の調査結果となっております。

その中で、修理が必要なもの、旧町名表示などの記載内容に誤りがあるもの、また、撤去・処分等が必要な看板もありましたので、その調査結果によりまして、町の管理物件、教育委員会の管理物件並びに観光協会の管理物件について、平成23年度に関係課で、今後の対応を協議して、24年度にサイン整備事業として予算化をいたしまして、今年度に、撤去・修繕工事を行っているところでございます。

主な内容といたしましては、集落の表示や案内看板の新設、取替、移設等が27箇所。施設案内看板新設・更新が3箇所。旧町名での表示看板撤去が2箇所。それから、文化財看板の修正とか撤去、更新等26箇所。観光案内案内板の修正、また、撤去が7箇所でございます。

また、観光協会の委託事業といたしまして、観光看板の更新や修正、撤去が7箇所となっております。

ただ、これまで、それぞれの合併以前からですね、看板をそれぞれの町の規格の中で整備をしてきておりまして、これをですね、全て新しいものに統一するという事は、なかなか難しいですし、その必要性も、ある意味ではないところもございまして。そういう中で、今回の、24年度につきましては、先ほど、申しましたような形で、実施を、今、しているところであります。

また、各自治会を明記する看板は統一されたのかというございまして、先ほど、申しましたように、合併後の集落表示看板につきましては、平成17年度に合併記念関係事業検討委員会において協議をされ、合併後、旧南光、また、旧三日月においては、集落案内看板を更新をして、旧上月町においては、一部のみ更新をいたしております。

規格といたしましては、横幅700ミリ、縦幅250ミリで、下地は青色、また、文字は白色の丸ゴシック文字に統一をいたしております。

また、その対応につきましても、先ほど申し上げましたが、昨年11月に工事発注を行いまして、順次、工事も進んでいるところでありますので、今年度末には、一応の事業が完了する予定でございまして。

次に3点目の町内の看板類に対してサインの統一化ということができないかということ

ではございますが、先ほども申し上げましたが、施設への案内看板の一部及び集落案内看板の規格につきましては、それぞれ大きさ 700 ミリとか、縦幅 250 ミリで、下地は白、文字は青色ということで、基本的には統一を考えておりますが、案内看板につきましては、案内施設の数や内容のこともありますので、寸法や色の統一は困難な面もございます。

今後、更新をしていったり、また、修繕をしていく時には、できる限りですね、ある程度の統一性を持ったものにはしていきたいというふうに考えております。

また、施設によりまして、特に、役場の看板ですね、案内板、そこなんかは、大きな看板で、非常に、これも、事業費も掛かりますので、この役場周辺整備を、庁舎の整備を行います。そこまで、ちょっと待ってくれということで、考えておりますので、ちょっと遅れますけれども、ご理解いただきたいと思っております。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。はい。

1 番（石堂 基君） 残り 1 分です。

いろいろと申し上げたいことあるんですけども、要は、まだ、不十分じゃないかなと。まだ、いつまでも、郡の町村会であるとか、中央公民館であるとか、郡教育委員会の看板が、なおざりにされているし、所々、道路、注意深く走っていれば、旧町名の看板が、まだ、います。

で、この調査の内容が不十分だったと申しませんが、もう少し、職員の方々も含めて、注意をして見回っていただいたら、もう少しきれいになっていくんじゃないかなというふうに思います。

それと、先ほどの木質系の関係の、また、6 月に質問をさせていただきますというのは、結局、そんなに戦闘モードじゃないんで、生産性豊かな話を、ディスカッションをやりたいということでやりますので、また、よろしくをお願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ありがとうございます。

一般質問でお答えをすると同時に、これは、いろいろと議員皆さん、ほかの皆さんも、いろいろと研究もされたり、いろいろな情報もあります。普段から、いろいろとお話を聞かせていただいたり、また、お話を聞いていただいたりという形で、一緒に、これは取り組んでいきたいと思っておりますので、そういうことで、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） 以上で、石堂 基君の発言は、終わりました。

以上で、通告に基づく一般質問は、終了いたしました。

以上もちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、明 3 月 16 日から 17 日まで本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、来る3月18日、月曜日、午前9時30分より再開します。
それでは、本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さんでした。

午前11時59分 散会
